

## 市第38号議案 地区センター等の指定管理者の指定の変更 (文化観光局関係部分)

本議案は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、令和3年3月31日に指定期間が終了する文化観光局所管の横浜市市民文化会館関内ホール等17施設について、令和2年度中の選定を見送り、現指定管理者による管理運営期間を令和4年3月31日までに変更するものです。

### 1 指定の期間の変更

指定の期間の終期について「平成33年（令和3年）3月31日まで」を「令和4年3月31日まで」に変更（指定期間を1年間延長）

### 2 指定の期間を変更する理由

- (1) 感染拡大防止の観点から附属機関（指定管理者選定評価委員会等）の開催を見送る必要があったため。
- (2) 指定管理者に応募する民間事業者等への配慮が必要であったため。
- (3) 市民の皆様の安全・安心を守ることを最優先に、各区局の業務体制を整える必要があったため。

### 3 指定の期間を変更する施設

#### (1) 市民文化会館（横浜市市民文化会館条例）

施設		指定管理者
名称	所在	名称
横浜市市民文化会館関内ホール	中区	(株)t v k コミュニケーションズ・(株)テレビ神奈川・(株)横浜メディアアド・(株)清光社・(公財)横浜市芸術文化振興財団共同事業体 代表者 株式会社 t v k コミュニケーションズ
横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザ	南区及び保土ケ谷区	(株)t v k コミュニケーションズ・(公財)横浜市芸術文化振興財団・(株)清光社・(株)横浜メディアアド共同事業体 代表者 株式会社 t v k コミュニケーションズ

(2) 市民ギャラリー（横浜市市民ギャラリー条例）

施 設		指 定 管 理 者
名 称	所 在	名 称
横浜市民ギャラリー	西区	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／西田装美株式会社共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

(3) 区民文化センター（横浜市区民文化センター条例）

施 設		指 定 管 理 者
名 称	所 在	名 称
横浜市鶴見区民文化センター	鶴見区	神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立
横浜市神奈川区民文化センター	神奈川区	株式会社横浜メディアアド・清光社共同事業体 代表者 株式会社横浜メディアアド
横浜市港南区民文化センター	港南区	京急グループ共同企業体 代表者 株式会社京急アドエンタープライズ
横浜市旭区民文化センター	旭区	相鉄・神奈川共立共同事業体 代表者 株式会社横浜メディアアド
横浜市栄区民文化センター	栄区	神奈川共立・JSS共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立
横浜市泉区民文化センター	泉区	神奈川共立・相鉄企業共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立

(4) 能楽堂（横浜市能楽堂条例）

施 設		指 定 管 理 者
名 称	所 在	名 称
久良岐能舞台	磯子区	株式会社シグマコミュニケーションズ

(5) 芸能センター（横浜市芸能センター条例）

施 設		指 定 管 理 者
名 称	所 在	名 称
横浜にぎわい座	中区	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

(6) 横浜人形の家（横浜人形の家条例）

施 設		指 定 管 理 者
名 称	所 在	名 称
横浜人形の家	中区	丹青社・東急コミュニティー共同事業体 代表者 株式会社丹青社

(7) 公園（横浜市公園条例）（文化観光局所管 4施設）

施 設			指 定 管 理 者
議 案 名 称	施 設 名	所 在	名 称
港の見える丘公園 （教養施設に限る。）	横浜市大佛次郎 記念館	中区	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
本牧市民公園（体験 学習施設に限る。）	横浜市陶芸セン ター	中区	シンリュウ株式会社
長浜野口記念公園 （集会施設に限る。）	横浜市長浜ホー ル	金沢区	横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立共 同事業体 代表者 株式会社横浜メデ ィアアド
大倉山公園（集会施 設に限る。）	横浜市大倉山記 念館	港北区	日比谷花壇・西田装美共同事業体 代表 者 株式会社日比谷花壇

4 指定の期間の変更に係る現指定管理者への確認等の実施

(1) 指定管理者から指定の期間の変更に係る同意書及び下記書類の提出

- ア 定款、規約その他これらに類する書類
- イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- ウ 本同意書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに  
前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- エ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等（任意団体におい  
ては、これらに類する書類）

(2) 施設所管課による管理運営状況の確認

- ア 現指定期間中における管理運営状況の確認
- イ 財務状況の確認

5 今後のスケジュール（予定）

年月	予定
令和2年度中	指定期間の変更（延長）に関する指定通知・公告（市報）・協定の締結
令和3年4月	現指定管理者による変更後（延長）の指定期間の開始
令和3年 9～12月	次期指定管理者についての指定に関する議案の提出 （令和3年第3回・第4回市会定例会）
令和4年4月	次期指定管理者による指定期間の開始